

経済産業省産業構造審議会地域経済産業分科会（第14回）

議事録

日時：平成29年6月16日（金曜日）10時00分～12時00分

場所：経済産業省別館9階 944各省庁共用会議室

議題

- ・地域未来投資促進法の概要について
- ・地域未来投資促進法の施行について（基本方針案 等）
- ・意見交換

議事内容

○畠山課長　それでは、ほぼ定刻ですので、ただいまより産業構造審議会第14回地域経済産業分科会を開催させていただきます。本日はご多忙のところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

議事に入ります前に、まずは、星野大臣官房審議官よりご挨拶をお願いいたします。

○星野審議官　地域経済産業政策を担当しております星野でございます。本来であれば、ここで鍛冶地域経済産業審議官がご挨拶を申し上げるところでございますけれども、ちょっと今、国会の対応の件がありまして、急遽そちらに寄っておりますので、恐縮でございますが私のほうからご挨拶をさせていただきたいと思っております。

改めまして、本日は大変ご多忙の中、これだけ多くの委員の方々、あるいは関係の省庁の方々にお集まりをいただきまして、心より御礼を申し上げる次第でございます。

松原分科会長を初めといたしまして、この分科会関係の皆様方には、日ごろより地域経済産業政策に関してさまざまな議論、ご指導をいただいているところでございますけれども、昨年度は11月18日と12月14日でございますが、それぞれ、これまで10年間施行運用してまいりました企業立地促進法の教訓ですとかあるいは評価ということをいただきながら、新しい経済産業政策の方向ということで、大変短い集中的な議論をいただきましたけれども、短い期間ではございましたが、地域の未来を、投資を促進するという新しい方向で分科会の報告書をおまとめいただいた次第でございます。これを受けまして、私どものほうで企業立地促進法を改正するという位置づけで、新しく企業立地促進法案と、あと法律の策定作業に入りまして、2月28日に閣議決定の上、今国会に提出をいたしまして、5月に入って、ゴールデンウィーク明けの5月10日に衆議院の経済産業委員会、25日に参議院

の経済産業委員会で、それぞれ合わせまして10時間にわたる詳細な審議をいただきまして、可決・成立の運びとなったわけでございます。

その間、国会はもとよりでございますけれども、さまざまな場面でこの法律についての意義、背景、あるいはその中身についての説明に当たりましては、常にこの分科会でおまとめいただきました報告書というのが私どもの基盤であり、よりどころとなって、ご説明をしたり、あるいは対応を申し上げましたので、改めてこの場をかりて皆様方のご尽力に厚く御礼を申し上げたい次第でございます。

特に新しい法律のほうでは、支援対象を、製造業中心だったものを、ご議論もいただきましたけれども、サービス業、観光を初め、地域の強みを生かしたさまざまな分野、あらゆる分野に拡大をしたり、あるいは関係府省庁との連携というのもさらに強化するなど、さまざまな法律事項も交えて、パッケージで、新しい、10年ぶりの大改正ということになりまして、改めて感謝を申し上げます。この未来投資促進法案、去る6月2日に公布をいたしまして、3カ月以内に施行ということでございますが、ご案内のとおり法律は確かに大きな枠組みというものを国会でお認めをいただいたわけでございますけれども、実際の施行、下がそれに基づいて地域の活性化をするにはまだまだ課題が山積でございます。本日はその中でも、国が定めるべき基本方針ですとか、あるいは政令、さらには告示の改正等、必要な部分がございます。そういった政治上の手續に加えまして、何といたってもやはり具体的な案件というのをどんどん発掘していかなければいけません。こういう大きな課題がいろいろとある中で、本日はこの制度面でのご議論をいただければと思っておりますので、引き続き忌憚のないご意見をお聞かせいただければと思います。

本日は、お集まりをいただきどうもありがとうございます。

○畠山課長　　どうもありがとうございます。

それでは、まず初めに、前回から今回になって新しく委員になられた方をご紹介します。簡単ではございますが、お名前だけご紹介させていただきます。

まずは、岸本幸宏委員。神奈川県立産業技術総合研究所理事の岸本委員でございます。

それから、関幸子委員。株式会社ローカルファースト研究所代表取締役でございます。

それから、横森豊雄委員。関東学院大学経営学部教授でございます。よろしく願います。

本日は、澤谷委員、関口委員、高橋はるみ委員、長島委員、藤澤委員がご欠席でございます。高橋委員の代理として、辻北海道副知事にご出席いただいております。

また、本日も関係府省からのオブザーバーとして、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部の村上参事官——ちょっとまだいらしていませんが、農林水産省地域振興課の桑原田企画官、それからスポーツ庁の松山参事官補佐、それから総務省地域通信振興課の石谷課長補佐にご出席いただいているところでございます。

なお、本日の審議はペーパーレスで実施いたします。お手元の端末、今ごらんいただいて、資料等みえる形になっていると思いますが、端末でふぐあい等が生じた場合には挙手をお願いいたします。そうすれば係の者が端末の交換等のサポートに入りますので、何かふぐあいがありましたら手を挙げていただければと思います。

それでは、ここからは松原分科会長に議事を進行していただきます。

なお、本分科会の議事、配付資料、議事要旨等は公開となりますので、よろしくお願いいたします。

○松原分科会長 皆様、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。ただいまご紹介いただきました、本分科会の会長を務めさせていただいております東京大学の松原宏と申します。よろしくお願いいたします。

2007年に企業立地促進法ができて10年で2017年、どうなるものかというふうになんと気にかけておりましたけれども、ようやく5月下旬に地域未来投資促進法という新しい形で法律が出てまいりました。きょう、議題は1つでありまして、この地域未来投資促進法の概要及び基本方針、ご説明いただいた後、皆様方からいろいろ質問、意見等をいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、早速議事に入らせていただきます。

お手元の議事次第に従いまして、地域未来投資促進法の概要について、それから地域未来投資促進法の施行について、基本方針等ということ、田岡室長からご説明いただきます。よろしくお願いいたします。

○田岡室長 それでは、私から、地域未来投資促進法のまず概要につきましてご説明した後、施行に向けて準備しております基本方針のお話もご説明をさせていただきます。

それでは、まず、資料でございますが、フォルダの02「地域未来投資促進法」についてといったファイル、フォルダをみていただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。資料2でございます。

それでは、1ページ、おめくりいただきまして、この法律の背景でございます。「地域で生まれつつある新たな経済成長の動き」ということで、上の青の四角にありますように、

観光とか航空機部品など地域の特性を生かした成長性の高い新しい分野に挑戦する取り組みなどが地域で登場しつつあるということで、こうした取り組みを私ども「地域未来投資」というふうには呼ばせていただいておりますけれども、こういったものが全国津々浦々で活発になることで、地域経済における稼ぐ力の好循環の実現が期待されるところでございます。

地域未来投資が行われている成長分野の例として、幾つかお示しさせていただいております。成長ものづくり分野では、医療機器、航空機部品、バイオ・新産業などが代表的でございますし、また、農林水産、それから地域商社の分野でも、地域製品のブランド化と農林水産品の海外市場獲得の動きがございます。また、第4次産業革命関連でも、I o T、A I、ビッグデータの活用など、新しい産業市場の創出というのが生まれつつございます。また、観光・スポーツ・文化・まちづくりの関係でも、ふえております訪日観光客の取り込みにより、地域での観光のビジネスの再活性化の取り組みなどが出てきております。スポーツの分野などでも、市場がこれからさらに大きくなるといった見通しがございます。そのほか、環境・エネルギー、ヘルスケア・教育サービスなど、そういった分野も大きくなっていくということでございまして、この地域未来投資の特徴でございますけれども、将来の市場規模拡大が見込まれる成長分野への投資ですとか、地域におけるリーダーシップと地元の産官学金との連携、明確なビジネス戦略とスピード感のある経営資源の集中投入、こういった特徴がございます。その担い手として、地域の中核企業が重要な存在となっているというふうに認識しております。

それでは、次のページをお願いいたします。

「中堅企業が地域経済の成長のカギ」ということで着目しております。地域経済の牽引役として期待されるのは、地域におけるリーダーシップがある、また高い設備投資意欲と成長力を有している、そして、域内外を結ぶバリューチェーンの要となるような中核企業ではないかというふうに考えております。中でも、全国に約2.5万社ございます資本金1～10億円の中堅企業は、設備投資では、このリーマンショック以降の7年間で97.9%の伸び率、売上高でも7年で25.4%という高い伸びを示してございまして、地域における経済を牽引する担い手として期待をされているところでございます。

次のページをお願いいたします。

今回成立させていただきました地域未来投資促進法でございますけれども、新たに「地域経済牽引事業」というものを定義させていただきました。青い四角の1つ目の丸ポツに

ございますが、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼすことにより地域経済を牽引する事業、この地域経済牽引事業を促進するということも法律の骨格にしてございます。

今後の執行に向けた準備でございます。これの関連で、今後、地域経済牽引事業の担い手候補である企業を2,000社程度私どものほうで抽出・公表して情報提供を行ってまいりたいと思っております。加えまして、法律に基づきまして都道府県知事が承認した地域経済牽引事業計画プロジェクトに対しまして国から集中的に支援を行ってまいります。今後でございますが、3年間で2,000社程度を支援し、投資額を1兆円、GDPを5兆円増大させることを目指していきたいと思っております。

下にございますのが成長のイメージ図でございます。左側に現状の日本の企業群がございまして、その中堅企業を中心とした地域の中核企業が今後地域経済牽引事業を活発に行っていただくことを通じまして、右のほうにございますように、大きくピラミッドの企業群が成長して波及効果も及ぼして、地域の域内外の好循環につなげていきたいというふうを考えております。

それでは、次のページをお願いいたします。

法律の基本スキームでございます。国が基本方針をつくりまして、それに基づきまして市町村及び都道府県が基本計画を策定していただきます。これに国が同意をすることになります。事業者は、地域経済牽引事業計画を策定していただきまして、都道府県知事が承認をするということになっております。その承認された事業につきまして、国がパッケージでの支援施策を用意しておりますので、集中的に支援していくということでございます。

こちらの絵にありますのが、市町村・都道府県が基本計画を策定し、事業者が地域経済牽引事業計画を策定する。その計画の策定、そして実行のフェーズごとに、国から、または自治体から情報収集の支援、それから地域での協力体制の構築の観点からは、地域経済牽引事業促進協議会という地域の産官学金の協議会も設けることができるように規定しております。支援措置でございますけれども、ヒト、モノ、カネ——人材、設備投資、財政・金融面での支援に加えまして、情報、そして規制の特例措置などもパッケージにしてございます。

次のページをお願いいたします。

具体的な支援措置の主なもののご紹介でございます。

ヒト、人材面での支援でございます。専門人材による市場展開等の支援ということで、

私ども、今年度は25億円の予算を措置しておりますけれども、地域の支援人材が全国各地で約200のプロジェクトを支援、そして、国際市場にも精通した専門家（グローバル・コーディネーター）などが追加的に支援を実施するなど、支援ネットワークの構築、ハンズオン支援、海外へのグローバルマーケットも視野に入れた販路開拓、こういったものを支援していくソフト予算を組んでおります。

また、下のほうでございますけれども、厚生労働省と連携をして、地域での実践型雇用創造事業での連携というのも用意しております。地域では若手の人材確保が非常に大変になっておりますけれども、例えば合同就職説明会、面接会などを通じて、地域の企業と大学を卒業した学生さんのマッチングを支援するですとか、さまざまな地域での雇用の事業を展開してまいりたいと思っております。

次の6ページをお願いいたします。

モノ、設備投資の支援でございます。

承認を受けた事業プロジェクトのうちで、国が先進性を確認した事業を深掘り支援ということで、設備投資を減税措置などで応援をしてまいります。業種につきましては、製造業、非製造業を問わず活用することができます。

上のほうにございます地域未来投資促進税制でございます。これは国税の措置でございますけれども、対象の機械・装置施設などに特別償却40%または税額控除4%の措置をしてございます。

また、下にございます固定資産税・不動産取得税といった地方税の減免についても、減収補てん措置という措置を組んでございまして、自治体がこの法律の承認プロジェクトについて独自にそれぞれこの固定資産税・不動産取得税を減免した際に、自治体としての地方税の減収が発生するわけでございますが、その4分の3を国が補填するという措置をとってございます。

それでは、7ページをお願いいたします。

カネ、財政・金融面での支援でございます。

上にございますのは地方創生関連施策との連携ということで、地方創生推進交付金による重点支援を措置しております。今年度、1,000億円の予算が地方創生推進交付金として措置されておりますけれども、この法律の承認プロジェクトについては重点的に活用させていただけるように、これは内閣府、内閣官房と調整をしてでき上がったものでございます。

下にございますのがリスクマネーの供給促進でございます。REVIC（地域経済活性

化支援機構)、それから中小企業基盤整備機構などによるファンドでのリスクマネーの供給、これもしっかり、こういったものを通じて事業者さんの出資などの資金ニーズにも対応していけるように準備してまいりたいと思っております。

次のページ、お願いいたします。

情報面での支援でございます。

上にございますのが地域経済分析システム（RESAS）の活用でございます。RESASは今年度3年目を迎えておりまして、47都道府県1,718の市町村ごとに、それぞれの地域の産業、農業、観光、そのほか、人の動きとか人口動態など、簡単なグラフや絵で分析をすることができます。こういったものを通じて、この法律による基本計画の策定ですとか支援プロジェクトの発掘などにも使えるように、引き続き情報提供してまいりたいと思っております。

下にございますのがIT活用に関する知見の支援ということで、IPA（独立行政法人情報処理推進機構）による、自治体さんへの公共データの民間公開などについて促進するためのサポートでございます。今後、地域の公共データなどの開放、それを活用した民間事業者さんによるサービスなどの創出も期待されますので、IPAによる自治体へのサポートというの、これを通じてしっかりやってまいりたいと思っております。

次の9ページをお願いいたします。

地域中核企業候補の約2,000社の選定・公表というものでございます。これは、ことしの夏を目途に公表してまいりたいというふうに考えております。RESASには企業の取引データのようなものもデータベースとして入ってございまして、こういったビッグデータから、地域経済に大きな影響を与えている企業、こういったものを選定してまいりたいと思っております。また、現在そういったデータベースからは浮かび上がってこないのですけれども、今後大きく成長し、地域の経済を牽引していただけるというふうに期待されるような事業者さんにつきましても、未来挑戦型ということで、自治体さんや関係団体からの推薦公募なども行いながら集めて、合わせて2,000社ほど選定して公表してまいりたいと思います。こういったことを通じまして、一つは知っていただくということで、それを契機に地域の産学官金での自立的な活発な動きがなされることを期待しておりますし、また、この法律による活用なども公表された企業さんには紹介をしてまいりたいと思っております。

それでは、10ページをお願いいたします。

規制の特性措置などでの支援でございます。農地転用、それから市街化調整区域の開発の関係での措置でございます。

今回の地域未来投資促進法での事業プロジェクトでは、製造業に加えまして広範なサービスの業種などのプロジェクトも想定されておりまして、農地においてですとか市街化調整区域においての関連施設の設置、整備なども今後出てくると想定されます。その際に、国交省さん、農水省さんと調整をいたしまして、それぞれの、農地であれば優良農地の確保の政策と整合性が保たれることを前提に、また、市街化の関係では都市化の乱開発が進まないといったことの政策との整合性を前提に、一定のものについては農地転用許可、また市街化の開発許可が円滑に進むような措置として今回入れさせていただいております。

11ページ、お願いいたします。

工業立地法の緑地面積率等に関する特例措置でございます。こちらにつきましても、製造業や電気供給業において、一定の地域で緑地面積率の制限がある中で、緩和をこの承認プロジェクトについては行えるように措置をさせていただいております。

次の12ページ、お願いいたします。

地域ブランド商標の一般社団法人を登録主体に認めるといった措置も今回入れさせていただいております。今後はこのプロジェクトにおいて、一般社団法人が地域団体商標を取得したいといったニーズも出てくると想定されますので、この法律で承認されたプロジェクトにつきましても、一定の条件のもと、一般社団法人も登録主体として追加、認めるということで措置をさせていただきます。

また、下にございますのが、事業者ニーズを踏まえた環境整備に係る提案ということで、これは事業者さんが自治体に対していろいろな事業環境改善の提案をできるといった手続規定を今回入れております。事業プロジェクトの中身によりましては、自治体さんの条例とか、自治体の各種の計画との関係で、ここをこういうふうに変更してほしいといった提案のニーズもあると聞いておりますので、こういったものを通じて、自治体がそれに基づく対応について通知するような努力義務規定というのを置かせていただいております。こういったものを通じて、事業者と自治体のコミュニケーションの円滑というのを促してまいりたいと思っております。

次のページをお願いいたします。

地域未来投資促進法の今後の執行に向けたスケジュールでございます。

大きな目標としては、今後3年間で2,000社程度の支援を目指しております。そのために、

これから施行に向けてしっかりと準備をいたしまして、自治体、事業者への周知と計画作成のサポート体制を充実させていきたいと思っております。

法律の施行でございますが、今、8月1日の施行を予定して、準備をさせていただいております。それまでの間に、本日の審議会を終えまして、来週以降、地方公共団体向けにまず説明会をしてみたいと思っております。それから、来週は、国のほうでも関係省庁連絡会議なども開催する予定でございます。

また、先ほど申しました地域中核企業候補の2,000社選定・公表ということも並行して進めておまして、6月下旬から7月中旬には候補の推薦受付というのもやらせていただくことになっております。

夏ごろでございますけれども、地域中核企業候補の2,000社の公表に加えまして、地方創生推進交付金の2次公募の締め切りがございますので、ここにこの法律での事業プロジェクトなども、実際に応募していただけるように自治体さんとよく相談をしてみたいと思っております。速ければ9月の上中旬にも自治体さんによる基本計画の第1弾への同意を速やかに終わらせられるように、そして、その直後に事業者さんによる地域経済牽引事業計画プロジェクトの承認をできるようにということで準備をしてみたいと思っております。

次のページをお願いいたします。

基本方針でございます。今回の法律における基本方針でございますけれども、この基本方針は、市町村及び都道府県が基本計画というのを今後作成していただくことになっておまして、それに向けてのガイドライン的な位置づけといったところが基本方針の中心になってまいります。

主な内容といたしましては、下の四角でございますように、この地域経済牽引事業の促進の目標、地域全体での基本計画の目標、そして地域の特性——地域経済牽引事業の3つの要素の、地域の特性をいかに活用するかというところでの特性というのを自治体さんに設定をしていただくような方法、そのほか、環境の保全とか土地利用の調整など配慮すべき事業についてですとか、それから、いかに今後この法律を効果的にしていくためにPDCAを回していくかといったところも重要な論点ですので、PDCAサイクルの強化などについても書かせていただいております。

15ページ以降は、参考としておつけさせていただきましたが、ちょっと時間の関係で説明を割愛させていただきます。

それでは、基本方針のところをもう少し、ポイントについて説明をさせていただければと思います。

○松原分科会長　　今、説明の途中ですけれども、後で質問をまず出させていただきますので、質問事項をまとめながら聞いていただければと思います。よろしくお願いします。

○田岡室長　　それでは、ちょっと別のファイルを開いていただきたいのですが、03「地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針案について」といったものをお開きいただけますでしょうか。

それでは、基本方針につきましてご説明をさせていただきます。

これは、本日の現時点での案ということで、今後1ヵ月ほどパブリックコメントにかけさせていただきますので、現時点での版でございます。16ページほどの大部にわたるのでございますけれども、ポイントだけご紹介をさせていただきます。

まず、1ページには、「地域経済牽引事業を促進する意義と方向性」を書かせていただいております。医療機器や農林水産など、重点的な6分野などを例示でお示しをさせていただいておりますし、また、1ページの一番下の段落では、自治体が目指すべき目標とその評価指標（KPI）をしっかりと設定していただいて、PDCAサイクルを回していただくといったことを求めることを記述しております。

それでは、2ページ目をお願いいたします。

2ページ目には、第1号の「イ」というところでございます、自治体に目標を設定していただくというものの中身を書いてございます。

(3)にございますように、地域での経済的効果に関する目標というのを設定していただく際には、まず、①にありますように、地域の将来像の概略をしっかりと自治体さんに分析していただくということで、RESASなどを活用しながら経済構造の把握をしてくださいといったことを書いております。

それから、その同じページの②の「経済的効果の目標」ということでございますけれども、2つ目の段落あたりに書かせていただいておりますけれども、地域の付加価値をどの程度伸ばすかといった目標を設定していただくように書いてございます。その際には、地域全体での付加価値といった形もありますし、地域における特定の産業分野の付加価値をどう伸ばすかというような設定の仕方、また、想定する事業プロジェクトを積み上げて、どれだけの波及効果を付加価値として出すかといった手法など、幾つか方法はあるのですけれども、これは自治体さんに主体的に検討していただいて設定をしていただき、しっか

りとP D C Aを回せるものにするように求めることを書かせていただいております。

次の3ページでございます。

(4)には、「地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項」ということで、それぞれの地域ごとに、この事業者さんによる事業プロジェクトの承認における基準というのを、目安を設定していただくということで書かせていただいております。(4)にありますように、地域経済牽引事業は、①地域の特性の活用、②高い付加価値の創出、③地域の事業者に対する相当の経済的波及効果といった3つの要素を満たす事業であることというふうに大枠を示させていただいております。

地域の特性の活用の部分、それから付加価値のところについて、それぞれ書かせていただいておりますが、付加価値の創出のところでは、目安として、地域において新たな事業者が1つ立地するのと同程度の付加価値額以上の付加価値額を創出すると見込まれるものであるというふうに書かせていただいております。これは、全国平均でいきますと約5,000万円程度だという状況でございます。

それから、③の「相当の経済的波及効果」でございますけれども、3つほど示させていただいておりますが、促進区域に所在する事業者間での取引額が増加すること、地域における事業者の売上が増加すること、地域の事業者の雇用者数または給与支払額等が増加すること、これを、以下のいずれかの効果が見込まれるものとするというふうに書かせていただいております。その上で、地域がそれぞれの経済実情を踏まえて意欲的な数値目標を設定するように求めています。

それでは、4ページをお願いいたします。

4ページの片仮名の「ハ」といったところには、地域の特性に関する基本的事項というのを記述しております。

地域経済牽引事業の一要素である地域の特性でございますが、自治体がつくる基本計画において、この地域の特性を設定していただくということを考えております。その際には、(2)に書いておりますように、地域の特性——これは①から⑨ほど書かせていただいておりますが、これは、それをどの方面に活用するのかという①から⑥を書かせていただいておりますけれども、この類型を組み合わせで選定して、それぞれこういったものを使って、こういう分野に活用するんだというふうに記載することを求めるよう考えております。

これが、次のページの上にあります、類型イメージというところに書かせていただいているものが、その具体的なものでございます。

それでは、ちょっと時間の関係で少し省略させていただきまして、P D C Aの強化のところに触れさせていただきます。

大分飛ばさせていただきますまして、13ページをお願いいたします。

片仮名の「ト」というところで、「その他地域経済牽引事業の促進に関する事項」といったところがございます。

このP D C Aの強化ということで、企業立地促進法での課題の部分についての今後の改善の面でもございますけれども、今後P D C Aをしっかり回していくといったことを13ページの(1)の段落で書かせていただいております。今後、とりわけP D C Aについては、毎年度、国は自治体から状況を聞いてまいりますし、また、自治体も、事業者との関係で毎年度、その地域経済牽引事業の進捗状況、実施状況、それから支援策の措置の是非みたいなところも含めてフォローアップをし、国に報告するよというように書いてございます。

そのほか、14ページには、先ほど申しました2,000社の公表と案件の発掘について書いてございますし、また、関係省庁連絡会議、それから地域経済牽引事業促進協議会の設置、このあたりにつきましても書かせていただいております。

基本方針については、今後ご意見をいただきまして、またパブリックコメントを1ヵ月かけさせていただきますまして、まとめていきたいと思っております。

以上です。

○松原分科会長 工場立地法のことについて少しいただけますか。

○田岡室長 今回資料でおつけさせていただきました参考1に、「工場立地法の特例措置にかかる関連告示の改正について」といったものをおつけさせていただきます。これも今後パブリックコメントを行う予定になっております。

また、最終的には、この当分科会での議決が必要になるものですから、後日、書面協議をさせていただくことを予定しておりますので、お願いいたします。

私からは以上です。

○松原分科会長 どうも、ご説明ありがとうございました。

一番最後の工場立地法の特例措置につきましては、6月14日——おとといですか、工場立地法の委員会がありまして、そこで特例措置が認められております。これは親委員会がこちらになりますので、こちらのほうでご承認をいただくということが必要になってきますので述べさせていただきます。

それでは、ご説明いただきました内容につきまして、まずはご意見を、あるいはご要望もあるかと思うのですが、まず質問のほうをお受けして、こちらに課長以下いらっしゃいますので、質問にお答えするという形でいきたいと思っております。改正企業立地促進法といいながら、やっぱり内容はかなり大きく変わっておりますので、まずは地域経済牽引事業というイメージをどういうふうに皆さん方と一緒に共有したらいいのかということも含めまして、いろいろまだまだ説明が必要な部分があるかと思っておりますので、ぜひいろいろな角度からご質問をいただければと思います。このプレートを立てていただければ指名させていただきますので、ご質問のある方、どうぞご遠慮なくお願いいたします。

それでは、関委員、お願いします。質問は、できたら短めにお願いいたします。

○関委員 ローカルファースト研究所の関といいます。どうぞよろしくお願ひいたします。

私の会社名は「ローカル」ということで、今回の地域の資源を生かしたという意味で非常に、名前も未来投資促進法ということで、これからご説明に上がる時にも非常に関心ができる名前ではないかなというふうに思っております。

その中で一つだけちょっと確認をさせていただきたいのが、今回のパッケージで出る、ある意味の支援策の中で、かなりの部分をまち・ひと・しごと創生法の交付金で拡充を図るという形なんですけど、ちょうど審議官におみえいただいているのですけれども、実をいうと、もう既に地域自治体は総合戦略に基づいて3年間の地域再生計画を既に策定をして、今までの法律、まち・ひと・しごとの枠でいう限度額はほぼ使い切ってしまうと、今回のこの法律ができて、その同じ枠の予算を使うとなると、プラスアルファとして計画をつくった場合に、その限度額を超えてご支援をいただけるかどうかというのが一番、実をいうと、今回自治体様がこれを取り込もうとするときのインセンティブになるんですね。これがないと、もう、まち・ひと・しごと創生法自体は既に3年目を迎えて、既にもう3年分の動きをとって、実はコンクリートされた予算候補の前提をいただいているので、経産省さんとまち・ひと・しごと創生法の中でのこの交付金の取り扱いについての明確な指針というか、アドバイスをいただいたほうがいいのではないかなと思って、まず最初にご質問をさせていただきました。

○松原分科会長 どうもありがとうございました。幾つかまとめてお答えいただくことにしますので、ほかの方、いかがでしょうか。

丁野委員、お願いします。

○丁野委員 関先生からのご質問を私もしようと思っていたのですが、もう質問されましたので、ちょっとそこは省略して、単純な2点だけ、ちょっと質問でございます。

2,000社を夏までにという、かなりハードなスケジュールになっていると思いますが、この2,000社のイメージなのですが、地域中核企業といったときに、大体イメージ的には、これは売上で1～10億円ぐらいの規模という想定をしておられるようですが、実際には「地域未来牽引事業」という言い方をしているわけで、そうすると、事業ですから、当然1社だけではなくて数社が連携して、コラボしてというようなことも当然あると思うんですね。そういうイメージでよろしいかどうかというのが1点目です。

それから、2点目は、区域の設定というのが基本方針の中にあるわけですが、牽引事業がある一定の区域の中にある。これは当然の前提なのですが、実際には市域や県域を超えてというか、県外とか海外とか、そういうところといろいろこれもコラボレーションしながら地域の力を高めていくというようなパターンがむしろ一般的ではないかと思うんですよ。だから、この「区域」というところでどういう広がりイメージしておられるのかというところが、ちょっと2点目の質問でございます。

2点だけです。

○松原分科会長 最初のほうは、中核企業2,000というよりは、事業を行う主体が個別というよりは、グループが多いのではないかとということで、どういうふうに考えたらいいかということですか。

○丁野委員 そうですね。それと、規模感の問題で、実際には1,000万円から1億円ぐらいのところの企業の投資も非常に伸びています。データ上はこの規模の企業も九十何%ぐらい伸びているので、こういうところまで広く含めるかどうかということなのですが。

○松原分科会長 地域経済牽引事業の事業主体のイメージというか、それをどう考えていくのか。中堅企業だけではないとは思いますが、個別なのか、グループなのか、それから、多分投資規模ぐらいのところも、どの程度を想定しているのかということも質問の背景にあるかなと思います。2番目はゾーニングの問題かと思うのですが。

ほかにはいかがでしょうか。横森委員。

○横森委員 この担い手として、この配付のパワーポイントの1ページにまず出てくるのですけれども、地域の中核企業が重要な存在だというふうに書かれています。今の、先ほどのご質問とも関連すると思うのですけれども、後で読んでいくと、その中核企業というのは、中核企業の中核が中堅企業だということを想定しているということは読んでいく

とわかるのですけれども、ちょっとわかりにくいなということで、そもそも中核企業というのは——先ほどの質問とも関連するのですけれども、どういうものを想定しているのか。もうちょっとデータ、ここで中堅企業のデータがあるようにわかると、わかりやすいのではないかというふうに思います。

そういうことでいうと、報告書のほうがもうちょっとわかりやすいのかなというふうに思いました。報告書を読むと、中堅企業はその役割を期待されるというところがあって、特に地域に根差した社歴が長い企業だというふうにして書いてありますので、どうもその辺をイメージしているのではないかということはわかるのですけれども、もうちょっとわかりやすく書かれたほうがわかりやすいのではないかということです。

○松原分科会長　　どうもありがとうございました。報告書につきましては、12月にまとめさせていただいたものが参考4というところでつけられております。

それでは、伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員　　今、どなたかの委員の方から、海外、要は、国内を活性化するためには国内のマーケットだけではなく当然海外からたくさんのお客様を呼び込み、それもすごく大きな要素だと思うのですが、例えばそういった場合に、ビザの緩和。要は、例えば具体例でいうと、今、北海道や長野は海外の方がスキーでたくさんいらっしゃっていますけれども、多分そのスキースクールとかの教え手というのは日本人が主のような気がするんですね。その海外の方たちの言葉に合わせたインストラクターを招くときのワーキングビザというのが今どうなっているかわからないのですが、そういったものに対してはどのようなお考えを。多分いろいろな、スキーのみならずいろいろな業界にも精通すると思うのですが、その辺まではお考えなのかなというのが質問です。

以上です。

○松原分科会長　　人をめぐる支援みたいなところの、規制緩和のところと考えるとよろしいですかね。

○伊藤委員　　はい。

○松原分科会長　　ほかにいかがでしょうか。それでは、高橋委員、そして山田委員の順でいきます。

○高橋委員　　私、スポーツビジネスの方面から入ってきたと思うので、その視点だけでちょっと話したいと思います。

スタジアム・アリーナという言葉が書かれていますけれども、今後スタジアム・アリー

ナをつくっていくときに、恐らく土地という面では、民間の土地というよりは、都市公園とか、例えばチボリ公園みたいな形で、本当に市街地にある都市公園を利用するみたいな話になってくると思うのですが、そうしたときに、都市公園法だとか、いわゆるそういった大規模の土地をもっている国や自治体さんの規制等のところに関してはどのようなサポートができるのかなというのの一つ思いました。

あと、核となる企業というイメージも、多分スポーツ企業さんは地域づくり、まちづくりという発想が非常にまだ薄いので、どういったものができるかという説明は恐らくリーグさんになるかと思えます。スタジアム・アリーナでいうならば、それを使っているエンターテインメントの核となっているコンテンツをもっているチームさんにも説明をしないといけないでしょう。あと、やっぱりスキーとかのアウトドアであれば、そこと自治体さんが集まるような説明会みたいなことをやられるといいのではないかなと。これはアドバイスになります。

以上です。

○松原分科会長 前半は、土地利用調整の中でいうと、特にこういう既存の都市計画というのでしょうか、そういうものとの整合性をどうとって、あるいは規制緩和みたいな道が開けるのかどうかということと、新しい事業主体というんですかね、製造業とかとは全然違うタイプの主体をどういうふうに、この事業のほうにかかわっていただくかという、そういう話かと思えます。

それでは、山田委員、お願いします。

○山田委員 いろいろ重なるところもあるのですが、ちょっと2点だけ。

まず、対象となる事業者のところで、これは事業そのものを直接行う事業者だけなのか。要は、端的にいうと、今、観光庁さん等を中心にやられている登録DMOとかの話があるのですが、ああいう自分自身が事業をやるわけではないのですが、地域の幾つかの事業所を束ねて中間支援をするような業態というのは、ここでいう牽引事業というところの対象になるのかどうかということが1点。

あとは、基本的には地場の産業、事業者を育てていきたいと思いますという趣旨だと思うのですが、経済サービス化ということでは、今まで地域になかった業種を外から招き入れて産業を興していくというようなこともあろうかと。事例でも、例えば長野の星野リゾートの話なんかもありましたが、星野という、ある種ノウハウをもった事業者を連れてくることによって事業を牽引するというところもあると思うのですが、そういった外部からの誘

致といったようなことはどうお考えなのかという、その2点。

○松原分科会長　　よろしいでしょうか。

大分出てきましたが、田島委員で一度まずは締めさせていただいて、回答をいただくことにしましょうか。それでは、田島委員、お願いいたします。

○田島委員　　済みません、私はシンプルに、このスケジュールというところについてお伺いしたいのですけれども、秋ごろまでに自治体からの基本計画の承認というようなどころまで行くということでした。一方で、基本方針のところを拝見すると、結構経済効果の積み上げですとか、相当な作業が必要になりそうな雰囲気ですので、その辺のイメージをお聞かせいただきたいということです。

○松原分科会長　　ありがとうございました。

では、こちらからお答えして、また追加でご質問等あるかと思いますが、まずはお答えいただければと思います。それでは、田岡室長からお願いします。

○田岡室長　　ありがとうございます。

まず、関委員からの交付金の関係でございますけれども、これはまち・ひと・しごと創生本部事務局とよく今相談をさせていただきながら、今年度の予算の中で、重点的にこの法律に基づくプロジェクトについて活用させていただけるように調整をしております、今、次の2回目の公募は夏ごろに募集締め切りということで計画されておりますので、そこでも何とか活用させていただけるように準備をしているところでございます。

○松原分科会長　　そこで一旦切りましょうか。村上さんから、ではちょっと。

○村上参事官　　正確に申し上げれば、全て今後検討ということになってしまうのですが、それでは意味がないので、現在調整の方針をご説明します。結論は力及ばずというところがあるかもしれません。お許してください。

第一に、地域未来投資法案件については、各自治体に課せられている申請目安枠の枠外にするつもりです。ですから、今、現状は市町村であれば2つとか、企業であれば5つとかという、大体この枠の目安内を出しなさいということになっていまして、そこで発生する椅子とりゲームに普通は巻き込まれるわけですが、本法案件については、椅子は別途ご用意する方向で検討してございます。それが一つ目でございます。

第二に、現在、地方創生推進交付金は、設備や施設といったハードについては、自治体が所有する公的設備であることということにかなり強くこだわって運用してございますが、その制約を柔軟化する方向で検討しております。ただし、結果として個社が保有する設備

を対象とする場合については、その設備を個社にもっていただくことがなぜ地域経済全体にとって重要なことであるのかということについての説明が整う場合に限り、支援の対象にするということになるかと思いますが、極力、効果を上げる上で最も実態にそぐうよう、柔軟に運用するという事で考えてございます。

ハード系の比率2分の1以下ということを厳しくいつてきておりますが、これも、本法対象案件については、何らかの形で柔軟化することを検討してございます。

なお、スケジュールは、田岡室長のほうからご説明がありましたが、今年の執行は大分タイトでございまして、夏の前半くらいに一度ばっと出して締め切るという作業が入るかもしれません。地域未来企業のためだけに別の申請・審査というスケジュールをたてるのは、国にとっても各自治体にとっても実務上なかなか難しいということ、9月や10月に募集すると年度内の執行期間というのは3ヵ月ぐらいしか残らなくなるので、執行も難しくなることが理由です。したがって、現場レベルでは、今からもう仕込んでおいていただいて、自治体にも半分その気になっていただいて、何だったら個別に事実上の事前相談に来ていただいてもいいですよ、くらいの門構えでお待ちしております。今年申請しようという方にはかなり急いでいただいたほうがいいと思います。なお、来年度事業についての交付申請を、もし順調に予算の手続が進んでいけば来年度頃にやらせていただくことになると思います。どちらを目指していただいても構いませんが、いずれにせよ、2,000社の作業と、実案件の組成は、同時進行して進めるし、相談も受け付けるというような形で話を進めていきたいということで考えてございます。 取り急ぎ以上です。

○松原分科会長 どうもありがとうございました。よろしいでしょうか。

○関委員 はい。安心して帰れます。

○松原分科会長 それでは、田岡室長、お願いします。

○田岡室長 それでは、丁野委員のご質問で、2,000社の選定・公表の話と、法律の地域経済牽引の事業の話との関係などだったと思いますけれども、法律上は地域経済牽引事業ということで、事業ごとに支援をしておりますので、その事業のタイプは個別の単独の企業による事業の場合もありますが、関係の企業とグループを組んで出すといった事業計画もできるようになっております。

そういう意味で、法律上は事業としてやりますので、そういうことでございまして、それから、夏に選定・公表を目指しているものは企業単位で選んでまいりたいというふうに思っております。その結果として、2,000社選定・公表した企業がこの法律による事業計画

をつくって活用していただけるというケースは、それなりに出てきてほしいなというふうには思っているところでございます。

それから、2つ目の、海外や広域での関係者と組んで活発に経済取引をされている中で、この区域の概念でどう考えていくかということだったと思いますけれども、そういった取り組みにおいても、私どものこの事業計画でのみるべきところは、その結果として、広域でも海外との取引でも結構なのですけれども、結果として地域においてどれだけの一定の波及効果があるかどうかといったところで、地域への波及効果があると認められるものについては、今回支援をする地域経済牽引事業に該当してくるというふうに考えております。

○松原分科会長　　よろしいでしょうか。

ゾーニングについてちょっと確認をしておきますが、促進区域というのがまずあって、それは大体は自治体の範囲を想定していると。そのもとで——ちょっとその辺の階層化について説明を少し補足していただいたほうがいいですか。

○田岡室長　　はい。法律上は、基本計画の中で、今先生のお話のありました一定のゾーニングをしていただくこととなります。基本計画で自治体さんが促進区域というのをつくります。地域経済牽引事業を支援する対象となる区域でございまして、これは行政区画単位で設定することを考えております。これは市町村さんの単位である場合もありますし、広域の複数の市町村が一緒になって促進区域として設定する場合もございまして。その中で、重点促進区域というエリアも別途設定をさせていただくこととなります。工場団地とか、農地とか、市街化調整区域などで、地域経済牽引事業を特に促進していく必要があるというふうに認められる部分を重点促進区域として設定していただくこととなります。

○畠山課長　　皆さんよければ、最初にご説明したパワーポイントの資料の10ページ目をちょっとごらんいただければと思います。

○田岡室長　　では、10ページでございまして。パワーポイントの10ページにございまして。

この白い全体が、それぞれの市ごとのところが促進区域でございまして、青いエリアが重点促進区域ということで、今申し上げましたエリアでございまして。その中で、土地利用調整区域というもののゾーニングというのも実はまた別途ございまして、これは農地転用ですとか市街化調整区域における開発許可申請などを円滑に進める必要があるということ念頭に、そういったエリアを設定していただくということになっております。

それから、次のページにもう一つございまして、重点促進区域の中で工場立地特例対象区域というのもございまして、これは工場立地法に基づく緑地面積率の規制率緩和をする

ことを、そのための条例を個別に定めることができるようにすることを念頭にエリアとして設定していただくところが、この工場立地特例対象区域という概念でございます。

○松原分科会長　大変覚えにくいのですけれども、4つの区域が今回新しく出て、今その説明をしていただきました。

続けて、では回答をお願いします。

○田岡室長　では、続きまして、横森委員からのお話でございまして、今回のパワーポイントでは、1～10億円の中堅企業というのに着目しているというようなご説明をした関係もありましたので、この地域経済牽引事業のターゲットとしている企業群と、この中堅どころの企業との関係について少しご質問があったというふうに理解しておりますけれども、この法律自体は、そういう意味では事業計画を承認していくものになっておりまして、その事業を出す企業につきましては、特段法律上は規模などでの制限はしてございませんので、先ほど、一番最初に、特に期待される場所としての中堅企業というのも当然念頭に置いているのですけれども、中小企業、小規模企業などもこの法律上の事業計画の参画主体になることができます。そういう関係になってございます。

○横森委員　大企業もですか。

○田岡室長　はい。大企業も、そういう意味では参画することもできるようになっております。制限はございません。

それから、伊藤委員から、人材の面での施策のお話もございました。これは、法務省ともよく連携をとって対応して、法務省さんなんかにもご協力をいただく必要がある部分がある部分があるかと思っておりますけれども、私どものほうの法律の中では、法務省さんとの連携のところでは、外国人技術者などのポイント制度がありますけれども、あそこのポイント制度において、この法律の関係の部分については一定のポイントを加算していただくというような運用でやっている部分がございます。ただ、ちょっと、先ほどの観光関係での、スキー場での人材確保の部分で対応できているかどうかということ、必ずしもそうではない部分もあると思っておりますので、ちょっと人材のところは法務省とか、また厚労省とかともよく今後、追加的に協力できる分野がないかどうかということころは、法律の施行をしながら模索していきたいというふうに思っております。

○伊藤委員　済みません、せっかくその地域、例えば本当に幅広いので、東京とかは慣れているかもしれないのですけれども、地方に行けば海外の方との連携がうまくできないところもたくさんあって、でもそこにマーケットがあると、やっぱり日本人よりも海外の

方のほうが長けているところもあって、もぐりで入っていった場合に税金を払わないでいいとか、逆に地域にとってマイナス要因が多分出てくるとも思うので、その辺も、税収の部分も含めてぜひ検討したほうがよいかという意見です。

以上です。

○松原分科会長　　よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

それでは、続けていただけますか。

○田岡室長　　それから、高橋委員からご質問がありました土地利用調整と都市計画との調整の関係では、若干ちょっと先ほどの説明もさせていただいた、重複したところがございますけれども、法律上のこの土地利用調整の部分は、そういう意味では農地との兼ね合い、それから市街化調整区域との兼ね合いが中心でございます。

公園の関係というところでは、環境の配慮みたいなどころでは環境省さんとよくすり合わせをしてやってまいる必要が——自然公園とかですね。そういった部分については、環境省さんとよくまた相談をしてまいりたいというふうに思っております。

また、もう一つの質問は。

○高橋委員　　例えばスポーツ Kommission さんとか。

○田岡室長　　そうですね。失礼いたしました。

○高橋委員　　中小企業が集まってスポーツツーリズムを立ち上げようとする主体が認定されるのかと、そういう意味で。

○田岡室長　　失礼いたしました。私どもの法律で支援をするこの地域経済牽引事業計画でございますが、事業計画を策定する主体は、そういった意味では企業に限定はされてございません。そういった意味では、何らかの法人のような形をつくっていただいてこのプロジェクトをやっていただくこともできます。また、自治体との連携という官民連携プロジェクトというのもできることになっております。そういう意味では、今後のスポーツとか観光分野などの新しいサービス分野での事業プロジェクトをつくっていただく際には、柔軟にこの法律で対応して支援をしていけるのではないかなというふうに考えております。

今のお話が少し、山田委員からの、DMOなどのタイプなどがこの事業計画をつくり、支援対象になるのかどうかというお話にも今のところは少し重なるところでございますが、観光DMOなども、この事業計画をつくっていただくということはできるようにしております。

○松原分科会長　　田島委員からの、スケジュール感ですかね。

○田岡室長　　そうですね。スケジュールのところでございますけれども、確かにちょっとロケットスタートというか、スタートダッシュはしていきたいというふうに思っておる中で、一方で自治体さんにはしっかりしたものをつくっていただくというふうに求めているところもございまして、そういう意味では、昨年末ごろから少しずつこの審議会で、こういう方向でやっていくよというふうなアナウンスメントはさせていただいております、早目早目に、かたまったところから順次自治体さんには情報を提供しているところでございますが、来週にも本格的に、全国約20カ所ぐらいでやってまいりたいと思いますので、早くできるところについては第1弾ということでやっていただけるように、私どもも地方支部部局の経済産業局などもございますので、計画策定のサポートみたいなものをしっかりとしてまいりたいというふうに思っております。

○松原分科会長　　どうもありがとうございました。

ほかに質問はいかがでしょうか。では、私からちょっと済みません。議長なのですけれども、2つほど。

基本的なことなのですけれども、4ページのところに基本スキームが書いてありまして、その4ページのところの基本スキームの、基本計画を策定するのが「市町村・都道府県」となっております。これについてちょっと説明を補足していただきたいのですが、基本的に都道府県なのかなというふうには思うのですが、市町村を入れてあるというのは、何か政令指定都市とか、単独で市が基本計画を出せるのですか。そこはいかがなのでしょう。

これが一つと、もう一つは、国が承認するものについて、官民連携型について国が承認すると書いてありますけれども、細かい法律のほうをみるともう少し違うタイプというのでしょうか、要するに支援機関が県を越えたような形での広域連携したものについても国が支援するというのがありまして、その辺あたりの位置づけというのを少し補足で説明いただければと思います。

○田岡室長　　まず、1点目の、市町村・都道府県での基本計画のところなのでございますが、これ、済みません、「・」というところの説明が十分でなくて申しわけございません。市町村及び都道府県と一緒に基本計画をつくっていただくというような枠組みになっております。これは現行の企業立地促進法と同じような枠組みになっております。

その思いといたしましては、都道府県、市町村、それぞれ単独に、それぞれ自主的な支援措置などもございますので、この地域経済牽引事業を促進するに当たっては国もサポー

トいたしますけれども、都道府県レベルまたは市町村レベルでも、それぞれが独自におもちになっている支援措置を組み合わせさせていただいて、効果の高い地域経済牽引事業の促進を実現させるといった思いがございますので、市町村及び都道府県が一緒につくっていただくということになっております。ただ、そのパターンは、エリアとして市町村の単位での基本計画をつくることもできますし、長野県のどこどこエリアでの基本計画という形でもつくることもできますし、県全体での基本計画ということもできますし、また、隣接する近隣の県が、県をまたいで2～3つの県で基本計画を作成することもできますので、そこは柔軟に、促進する事業の分野、性質などをみながら、関係自治体で協議してつくっていただければというふうに思います。

○松原分科会長　　どうもありがとうございました。

2番目のはいかがでしょうか。国承認のものをどういうふうにするかということ。

○田岡室長　　国承認のものは、法律上は事業者さんと自治体が一緒になって官民連携プロジェクトをするものを国が承認するというふうな形になっております。これは、自治体さんが事業計画にかかわるものにつきましては、自治体さんが自分で承認するというわけにはいかない性質だと思いますので、国が承認をするというようなことで法律上整理をさせていただきます。

それから、3点目で、連携支援計画についてでございます。

○松原分科会長　　14ページの基本方針(案)のところをごらんいただければと思います。

○畠山課長　　ポンチ絵で説明がなくて恐縮ですけれども、基本方針(案)の、上の青い四角の②のところでは。

○田岡室長　　そうですね。失礼いたしました。説明を割愛させていただいて失礼しました。

14ページの、青い四角の2つ目の丸ポツの②のところでございます。地域経済牽引支援機関が作成する「連携支援計画」の承認というものも別途ございます。これは、事業プロジェクトを支援するような県の公設試験場ですとか、産業支援センターですとか、地元の大学とか、商工会とか、金融機関などもあるかと思っておりますけれども、一緒になって連携をして、この地域経済牽引事業を支援する、そういう連携支援計画を承認するというスキームになっておりまして、これは国が承認をするということになっております。

この連携支援計画は、一つの基本計画のエリア内だけでも結構ですが、ほかの地域の支援機関との連携、こういったものも連携支援計画として承認することができます。例えば

航空宇宙産業クラスターなどで支援されている機関が、名古屋の支援機関、長野の支援機関、岐阜の支援機関などが一緒になってノウハウを供用して、アメリカ当局の航空機の関連の承認を円滑に取得することをサポートするとか、そういうノウハウを共有できるような広域の連携なども、この計画で承認して促進をすることとなっております。

○松原分科会長　　どうも、丁寧にご説明いただきましてありがとうございます。

そうしましたら、大分時間がたちましたので、ご発言されていない方をまずは優先的に、ご意見をいただければというふうに思います。では、宮島委員からお願いします。そして中島委員、お願いします。

○宮島委員　　ありがとうございます。いろいろなところへの目配りをされた方針と計画だと思います。ありがとうございます。

それで、議論の途中でも私も何回か申し上げていたのですけれども、やはりここにも書いてあるように、P D C Aサイクルをどのように回していくかということが実際のところは非常に大事なのではないかと思います。それで、よいモデルの共有というのがありますけれども、時々、よいモデルを共有しようとする、特性を生かすということを超えて、何か横並びみたいな、形は何となく似ていると。そして地域の特性が結局のところほかの地域には伝わらないみたいなようなものができるということがままあるなというふうに思っております、ここら辺の独自性を含めたものをちゃんとつくってあるかというようなことのウォッチというのは非常に必要だと思います。特に、P D C Aサイクルの評価のところ、割合、目標値が、そもそもこの目標でいいのかというようなもので、しかもそれがふえているからよいのだというような、自己評価としてのマルというものを別のものなどで時々目にするのですけれども、そもそもそれでは目標として不十分だというのがあり、国としてそういう委員会をつくれとかいうところまでは要求はできないのかもしれませんが、やっぱりその地域の第三者が、ちゃんとこの法律の中身をよくわかっている人が、本当にこの地域はこの計画でいいのか、今の進行でいいのかということを中心にみるような形をつくっていく必要が非常にあるのではないかと思います。

あと、もう一つは、大学なのですけれども、いい例の大学に、例えば会津大学との連携ですとか信州大学の連携みたいなものがあります。大学というのがかなり一つのポイントになると思うのですけれども、今、国レベルでも、産学連携という目標の割にはどうか、必ずしも大学と産業のニーズがマッチしていないところや、気持ちはあっても大学の中のルールがそれを阻んでいるようなところというのがまだ国レベルでも散見されると思うん

ですね。それはきっと地方の大学レベルになったらきつともっと差があると思うのですが、今、大学は大学のほうで、恐らく子どもが減っていく中で、地方の大学が、生き残りですとか自分たちの特徴の打ち出しということをすごい悩んでいる時期なのではないかと思います。なので、そこにうまくヒットするような形で説明をして、うまく引き出していくことというのが大事だと思っていて、この法律のタイトルとか目標だけをみたのでは、もしかしたら大学の人たちというのは、これ、自分たちの問題なんだよねと思わないかもしれないのですが、実は使い方によっては物すごく自分たちの問題だと思うので、地域がちゃんと、その地域の大学にも、その意識を持ち上げる形でも進めて、そして、もっというと、この法律の外になりますけれども、大学を含めた地域の魅力を上げなければ、結局のところ一企業や一事業体が頑張っても、そこに若い世代や、さらに若い世代も含めた引きつけになかなかならないのかなと思うので、そのあたりのアプローチを各地域にもしっかりとやっていただきたいと思います。

○松原分科会長 貴重なご発言ありがとうございました。

ちょっと、中島委員の前に、森委員が11時半までということなので、済みませんが先に森委員からご意見をいただきます。

○森委員 済みません。勝手に申しわけございません。

私、商工会の組織でございますが、いわゆる中小企業、小規模事業者が非常に多い団体であります。そういった中にありまして、私どもとしまして、もうかる地域づくりということを商工会が中心になって進めてきたわけでありまして、今回の法律につきましては、まさに経済的波及効果が高まることということで、早期に実施されることをまずは望んでいるわけでありまして。その中で、国が地域の中核企業として地域未来牽引企業を選定するとありますけれども、ここが我々の場合は域内の中での事業者、そしてまたそういう資金の循環というものも、域内で大体8割ぐらいになっているわけです。そういった中をしっかりと見据えていただいて、支援策を講じていただければというふうに思うわけでありまして。

それで、先ほど一番最後にありました地域経済牽引支援機関が作成する連携支援計画と。これは、我々商工団体でも認定ができるということであれば、非常に我々としても期待したいと思います。実は、ことしの1月に、山本地方創生大臣が鹿児島島においてになりまして、我々が農商工連携の取り組みをいたしておりますJAグループとの包括連携、ひいては、先月、国の5団体、大臣立ち会いのもとに、日商、そして全国商工会連合会、JA

中央会、あと漁協、それから森林ですね。そのきっかけは鹿児島だったということで、大臣が感銘を受けられたわけですね。そういった中で具体的なことも今進めておりますので、必ずしも自治体との関係になりますと、その自治体の予算というか、財政的な面もあったりしますので、そういったところを、できれば我々商工団体、そういったところとの直接的な認定を図っていただくということであればまた全然違ってくると思いますので、ぜひその辺のところをよろしくお願い申し上げます。

○松原分科会長　　どうもありがとうございました。

それでは、中島委員、お願いします。

○中島委員　　市町村と一緒に都道府県が基本計画を策定ということなのですからけれども、まだちょっとあまりイメージが湧かないんですよ。実態を考えて。例えば、企業でいえば、企業戦略ということを考えるということでは、会社の中の経営企画室がやると。例えば経営戦略チームがやるというような格好になると思うのですけれども、こういう短期間で市町村とか都道府県にかけてやりなさいとって、なかなか現実的には非常に難しいのではないかと思うんですね。例えば、では、商工会議所——私が商工会議所の立場なので、商工会議所でこういう案を例えば出しますとって、そういうのを取り入れてもらうとか、そういう何か、プランの競争をしていくとかということのも必要かなと思うんですね。それで全国でいろいろなプランの競争をして、危機意識があるかないとか、やるかやらないかというのは、こういうのが活性化するかどうかというのは、やっぱり危機意識があるかどうかということにかかわってくると思うんですね。だから、もう本当に、どっと満足感で、岡山なんかは割と非常に天変地異もあまりないし、非常に満足した社会というか、落ち着いた安定した社会なので、なかなか起こりにくいので、どうやってそういう危機感を出させるかというのが僕は課題だと思うんですね。そういうのを何かもう少しアピールするような形にされたらいいのではないかなというふうに思います。

それから、こういうふうに全国地域で、地域おこしというか、そういう育てていくのももちろん必要なのですが、それと同時に、集約してやっていくということも必要だと思うんですね。特にものづくりなんかでいって、医療なんかでいいますと、前にもいったと思うのですが、世界というか、アメリカの企業に対抗してやらなければいけないというところがあります。日本の悪い癖は、過当競争になって、過当競争で自分たちの日本の中の業界がみんなつぶしてしまうというふうなことが往々にしてあるので、だから、ある程度やっぱり集約ということを考えて、それをアメリカの企業とか中国の企業に

対しても対抗できるようなことをやるということも、これは地域おこしと同時にそれも必要なのではないかなというふうに思います。

先ほど人材の話があって、大学の話もあるのですが、本当に、大学というのは4年制大学がいっぱいできているんですよ。みんな今になってだんだん学生の数も減っていますから、困っているわけですね。それで、挙げ句の果てに留学生を入れたりとかしていますけれども、もっと、4年制の大学ではなくて、専門学校、専門大学とか職業訓練学校とか、そういうのをぜひやってもらうように、これは文科省のほうにでも検討いただければいいのではないかなというふうに思います。

以上でございます。

○松原分科会長　　どうも、貴重なご意見ありがとうございました。

それでは、どちらが早かったかわかりませんが、萩本オブザーバーからと、それから北海道副知事の辻委員からお願いします。

○萩本オブザーバー　　たびたびイノベーションという言葉がいわれてきているわけですが、この法律はまさにそのイノベーションを管理させるというふうに思っております。とはいえ、真にイノベーションにつなぐためには、2,000社の選定作業というのはどういうふうにするのかなと。それをぜひ顔のみえるような作業をしていただきたいということを申し上げたいと思います。事業というのは、団体だとか企業がやっているというふうに思われがちではありますが、実はそれをやっているのは人、人間であります。すなわち、人がかわると、その方針だとか、その努力もまた変わってってしまうということがままあるように思っています。ですから、真にイノベーションを目指すのであれば、人に着目して、人を発掘するような作業がこの法律の中でとても大事になるのではないのかなと思います。

1～10億円ぐらいの規模のものが、中堅企業が、いわゆるゴールドゾーンといいますか、期待されるというふうにいわれておりますが、実は大部分がこのゾーンの中ではオーナー企業ではないのかなと思います。それは時に期待されるゾーンにはなるのですが、逆にもろい面もあって、そのオーナーの年齢だとか、あるいはその世代が2世なのか3世なのかというようなことによって随分地域との関係というのは変わっていきます。ですから、実質その会社のトップマネジメントが誰によってなされておって、地域経済牽引という視点でそれをどう評価するかということがとても大事になるのではないかなというふうに思います。

そこで、この法律は、それで誰に期待するのかという意味で一つ提案したいのですが、私はトップマネジメントに携わったシニア層に期待をしたいというふうに思うんです。それは、多くの経験、ノウハウ、あるいはネットワークをもった人たちを、これから長寿社会といわれながら結構若い世代のうちに放り出されてしまって、これが地域活動といえますか、本当の地域活動であったり、子守であったり、あるいは力があると外国へコンサルで出てしまうというような、頭脳、財産を放出している可能性がある。そこで私は、この法律を、既存の組織に期待する一方で、この法律によって新たな起業家をつくり出していくようなきっかけの法律になったらいいなというふうに思います。ですから、従来組織の中で本来権力をもっておりながら組織に縛られてやりたいことができなかつた人たちをうまく重用して、新たな起業家としてイノベーションの先頭に立ってもらおうというようなことがあってもいいのではないかと提案したいと思います。

○松原分科会長　　どうも、貴重なご意見ありがとうございました。新たな起業家というのは、要するに地域経済牽引事業を新しく起こしていくような、新しい企業体というようなことで受けとめさせていただきました。

それでは、辻委員、お願いします。

○辻委員　　高橋知事の代理でやってまいりました。ちょっと感想と要望という形で幾つか分けて説明させていただきます。

感想につきましては、都道府県がこの計画をつくって積極的に取り組む、本当にモチベーションが出てくるのかなというのが一つ気になっているところでもあります。何が目的なのかということと、支援施策がどういう形になっていくかというのが多分重要な柱になるのだというふうに考えております。そういった中で、今まで立地促進法というのは北海道の中でも18地域が、110ぐらいの市町村が参加してやってきたという経過がございます、そのときは製造業というところが一つの着眼点になって企業誘致に使っていたと。これが大きな要因だったというところがあるのですが、今回は幾つか課題があるなというふうに思っております。

一つは、非常にこの法律のいいところは、やっぱり未来ということをしっかり見据えていただいていると。そこでまた牽引企業のお話が出ていますけれども、地域で牽引していたのは、実はやっぱり企業城下町の中核になっていた企業だったのではないかと。そこが大きな構造転換をするというようなところにも着眼できるようになればなというふうの一つは思っているところでもあります。

もう一つは、公設試験研究機関の役割、ここをもっと明確にして、この未来への投資をサポートするような研究支援、そういったところをもっと重点的に支援できないかなというふうに思っております。

それと、3つ目はまさに海外向けの話で、インバウンドの観光、それから地域商社ですね。こういったところは私たちも非常にこの法律に期待しているところでもありまして、やっぱり新しい攻め方、まさに受け皿づくりでも、先ほどのお話でもありました外国人のインストラクターのお話、まさに今ちょっと、ただ、私どもも今、特区提案とかそういうもので取り組めないとか、また、地方創生総合戦略の中でそういったサポートができないとか、実際にそういった新しいところで取り組もうとしたのを、何かここでパッケージで計画をつくることによってそれが非常に注目をしていただけるとか、規制緩和に大きく貢献できるとか、そういうふうにしてつながっていくと非常に、ものづくりだけではなくて新しい広がりのできる法律の活用ということになるのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○松原分科会長　　どうも、貴重なご意見ありがとうございました。

丁野委員と田島委員、挙がっているのですけれども、ちょっとお待ちいただいて、稲田委員と岸本委員からご意見をぜひいただければと思いますが。

○稲田委員　　私のほうでは、株式会社スプレッドとして、植物工場を運営している事業者ですので、農林水産の観点から少しお話しさせていただきます。

現在、6次産業化の成長予測として約10兆円の見込みを立てて、それに向かっているいろいろな制度設計をされていると思うのですが、特にここに掲げている2つのところといいますのは、農林水産品の海外市場、海外輸出、それと国産のブランド化ということで、その対策として、根本的に、やはり今農業全体を強化していかないといけない。そこが強化できないと、なかなかこの2つのものが全然できにくいのではないかなというふうに考えております。

その中では、やはり今現状課題となっておる農業の効率化や大規模化、また、一つ、植物工場においては、いろいろな土地の活用のいろいろな課題とか、経営の課題があります。そういったところをいろいろな形で課題を検討していただいて、まず生産の強化とか収益の改善とか、そういったところを踏まえて、最終的にはやはりしっかりと海外に輸出する体制をとっていただきたいとか、あとはブランド化で日本の産品というのをしっかりと海

外において定着していくというようなところを、今回の地域未来投資の中で実現していただけならというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○松原分科会長　　どうもありがとうございました。

それでは、岸本委員、お願いします。

○岸本委員　　概要をご案内いただき、ありがとうございました。この新しい法律の中では、中堅企業がメインということですが、公設試は、これまで中小企業、小規模企業を主たる対象といたしましていろいろな支援メニューをつくってきており、今回、中堅企業が、新しい支援の対象として広がっていくのかなというのを実感しております。

中堅企業と、全くおつき合いがないわけではございませんが、先ほどもお話がございましたけれども、中堅のオーナー企業はリスクも負いますし、オーナーがスピード感をもっているいろいろな意思決定ができるということで、事業を展開する中で地域経済に及ぼす影響というのは非常に大きいというふうに思っております。そういう意味では、公設試も中堅企業を一つの大きなターゲットとして支援ができるということで、大変ありがたく思っているところでございます。

ただし、イノベーションの創出に向けて、先ほど、高い目標値を掲げていろいろと取り組みを進めていくというお話がございましたけれども、中堅企業は既存の事業の中でなかなかこれを起こすのは大変な部分もあるかと思しますので、先ほど起業というお話もございましたように、ぜひこの事業の中では、地域の中堅企業と新しいトレンドをつくるイノベーションの核となるベンチャーとの組み合わせで、それを両輪として新しい事業展開ができるようなことを、ぜひ一つの形としてご提案いただけるとありがたいなというふうに思っております。

また、公設試は、現在全国に70機関弱ぐらいございまして、全体では3,000人ぐらいの技術者がいるかと思えます。横連携ができておりますし、それぞれが各地域におきまして産業支援機関や金融機関と連携をとっていますので、ぜひ今回の事業の支援機関として、ハードアクセラレーターのイメージで公設試や支援機関をご活用いただければ、非常にありがたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

以上でございます。

○松原分科会長　　どうもありがとうございました。

それでは、どちらが早かったか、丁野委員、田島委員、順番にお願いします。まだ時間が多少残ると思えますので、ご意見ある方は立てておいていただければと思えます。

○丁野委員 2回目の発言で恐縮でございます。

この「地域未来投資」という言葉を最初に伺ったときに、ちょっと冗長的な話になって大変恐縮なのですが、経産省というか、旧通産省の大OB、元事務次官の佐橋滋さんが、今から30年ほど前に「歴史的投資」という言葉を使っておられたことを思い出しました。ヒストリカル・インベストメント。これは、地域にある過去の歴史的資源を未来に投資をするのだと。地域にはいっぱい眠っている資源がありますが、これを小樽運河の埋め立て論争のときに発言されています。それを思い出しながらちょっと発言をさせていただきます。私もいろいろな地域にかかわらせていただいている、地域は今、とても自信を失っているんですね。この5年、10年、あるいは場合によっては15年、いろいろな取り組みをやってきて、それがうまくいったものもあれば、なかなかうまくいものも多い。そういう中で、やっぱりちょっとビジョン、本当の意味の地域発展のビジョンが欲しいなという思いをもっているところは大変多いと思います。

私、実は、文化庁の日本遺産にもちょっとかかわっておりますのですが、この文化庁の遺産の多くは縄文から近世までのものが主なのですが、近代のものもたくさん含まれております。これは近代化産業遺産などが多いです。経産省がおやりになった近代化産業遺産33群という事業の中で上げたようなストーリーも含まれております。その一つの中に、例えば鶴岡の「サムライシルク」というのがあります。戊辰戦争で敗れた鶴岡藩士がもう食えなくなった。そこで、桑の木を植えて、お蚕さん、それからシルクを製造する。事業は一旦衰退しますが、今現在も続いているシルクの一貫生産をやっている企業があります。固有名詞はちょっと避けておきますけれども。そういう企業があつて、なおかつ、昔あつた巨大な蚕室が、全10棟の中で5棟残っているんですね。巨大な蚕室です。こういうものを生かしながら、地域がもう一度再び、地域の主力産業であつたシルクを再生しようということで取り組んでいる。これに係る企業が投資をして回収をする、あるいは収益を上げる。それが地域にどれだけ波及するかというところが大切な点ではないかなというふうに思っております。

それから、もう一点、2つ目は、これもやはり日本遺産に今年入った案件なのですが、足袋ですね。足に履く足袋です。これは埼玉県に行田市ですが、足袋蔵が今も七十数棟残っています。その中に、今ベトナムなんかにも最近投資をしているある企業がありまして、この企業が、足袋を、スポーツ用のシューズみたいな格好で、歴史的に蓄積してきた技術をうまく生かしながら次の事業展開を図っていく。池井戸さんの『陸王』のモデルになっ

た企業なので、すぐおわかりかと思います。本当のモデルはアシックスの鬼塚喜八郎さんだったのではないかという説もあるのですが、とにかく、都市圏の近くでありながら経済が非常に疲弊している地域で、こういう地域再生の大きなストーリーを描き、地域が一緒になって頑張っていくという事例です。こういう地域大のビジョンみたいなものがやっぱりちゃんと欲しいなというふうに思っていて、地域未来投資促進法が地域の自信を取り戻していくというようなことにうまく役に立ってくれるとすばらしいなと思います。

済みません、冗長的な話になりました。

○松原分科会長 具体的なイメージをつけさせていただき、ありがとうございました。

田島委員、お願いします。

○田島委員 大学で都市とか地域に関する経済を教えているという立場でちょっと発言させていただきます。1点目は、今回地域雇用対策との連携ということも非常に重要だということでしたけれども、実は、RESASについてはゼミでの演習に、内閣府から講師を派遣していただいたりしたりして利用しておりまして、学生も非常に興味深く、まずいろいろなデータ、こんなものがあるのだというのを目にみえるというので、大変おもしろいといって、まず最初の研究入口のところでそういうデータを使ってくれるんですね。そういった学生たちは、地方出身であってもなくても、地域にどんな就職先があるか、企業があるかということに興味はあるのですけれども、今就職活動に一段落し始めて、様子を見てみると、結局、東京でいつでも選考に呼ばれたら行けますという波に乗っているほうが安心なので、東京で就職を決めてくる学生がほとんどになってしまいます。そういったことを考えると、今回、地域の経済を牽引していく中核企業をせっかく国が2,000社選ぶのだということであれば、本当に説明会をしますとか、そういったところでとまらずに、例えばこういう計画をつくるときに、旅費は払うから学生にインターンとして働いてくれないかみたいな形で、実際に体を地方都市に一回運ばせる機会をつくっていただけると、多分それで東京での就職活動だけではなく地方での就職に視界が開かれる学生というのはかなりの割合ではないかと感じます。あるいは、そこで人材の発掘につながるというようなことで、一つそういう流れをつくっていくことというのは、東京へ学生として来る人の流れをとめる以上に有効ではないかと思いますので、そこについての配慮がこの計画の中で少しできてくると大変おもしろいのではないかと思います。

もう一点は、都市計画の関係でちょっと地味な話なのですが、土地利用調整ということで、市街化調整区域の中に開発許可を出しやすくするというので、これは基本方

針の11ページに、ワードのほうの資料の11ページに、地域経済牽引事業と関係のない施設や商業施設等の集客性のある施設の新たな立地を誘発しないことが求められるというような書きぶりになっているんですね。これは、インフラへの負荷を減らすとか、そういう市街化調整区域の趣旨に合ったものだとは思いますが、一方でこれだけですと、市街化を誘引しなくても交通量は、例えば道路での自動車走行ができれば間違いなくふえますし、それによって、今度は交通量がふえたことで交差点が渡りにくくなって地域が分断されてしまったら地域に対してマイナスの影響もあるし、交通事故がふえたりとか、そういった都市化を誘引しないのだけでもマイナスの影響が出るということは十分に考えられますので、そういったところでもインフラの整備が必要であれば、やはりそこにはちゃんと気配りをするというところをぜひお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○松原分科会長　　どうもありがとうございました。

それでは、関委員、高橋委員、山田委員の順で。少し時間が短くなってしまったので、短めにお願いします。

○関委員　　そうですね。私のほうから3つほど提案を申し上げたいと思います。

私、1998年に中心市街地活性化法ができたときに、もうこれは画期的な法律だなと。産業政策と都市政策を一緒にできるということで、20年ここでたつのですけれども、なかなかこのいい法律も、実際の認定、第2期の認定は150ぐらいしかないんです。ね。ですから、今回の未来投資促進法もたてつけはいいですよ。だけど、実際に実装していく自治体様がどこまでふえるかというのが一番重要だと思っていて、皆さんが思う以上に、県と自治体が一緒につくってくださいというのは非常にハードルが高いです。まち・ひと・しごと創生法も結局うまくいかなくて、県は県、自治体は自治体ということで総合戦略をつくってくださいという形にやっぱりならざるを得なかったんですね。既に各自治体は創生法を、総合戦略をつくらせていただいているので、地域分析はできているんですよ。時をいうともうできているので、その前提の上に立ってつくって結構だというアドバイスをしていただきたい。今から一からやりなさいといったら絶対できないし、取り組みたいと思う自治体さんが出ないです。ですから、これだけいいたてつけにして、未来をバックキャストで戻しながら、将来を見越して今やることを考えようという法律なので、まさに。そういう意味では、まち・ひと・しごと創生法にかなっていて、その枠の範囲内での、たてつけとしてこういう決め事を決めて、早くもってきてくださいということで、

誰がこれをやりたいのかという誰かがいないと、県も自治体もお見合いしたまま絶対動かないんですね。ただ、重要なのは、実をいうとつくるということではなくて、そのつくる過程で、企業と金融機関と大学が一緒になって地域のことをもう一度ディスカッションして、本当にできそうなことをある面決めていくという工程のほうが中活と同じように重要なので、ぜひそこを、背中を思い切って押していただきたい。だから、簡単につくっていいんですよというメッセージをどんどん渡してほしい。

2つ目。事業実施については、もうこれ、自治体様がやるのではなくて企業を応援するという体制なので、これこそ企業からの提案を受けていただきたいのですが、最終的に企業のほうも計画をつくらなくてはいけないのですが、これがまた企業側、企業がつくるのはとても難しい。ですから、企業へもアドバイザーを送って、事業計画をつくる手だてをしてほしい。

3つ目は、やはり予算のことなのですが、先ほど村上審議官からとても安心したお言葉をいただいたのですが、ただ、これだけでは実は足りなくて、実をいうと、この産業をつくる時は、まち・ひと・しごとのお金だけではなくて、実は総務省さんでもI o Tの予算を結構おもちですし、あと農水省さんもまさに6次産業化のところはかなりおもちなので、どれを使ってもいいですよというような全体的な産業をつくる支援メニューを、やはりディスク化して、メニュー化して、みせてあげていただきたいなというふうに思っています。これがあることによって、私は、今のまち・ひと・しごと創生の金額の枠の中で手を挙げて予算をとってくださいといっても全然インセンティブにならないだろうと思うんですね。実際、また計画をつくらなくちゃいけないのかというふうになることで、せっかく民に出さなくてはいけないお金が、官を通じて、官が基本計画をつくらないと出なくなるので、まさにそのポンプのところ、ねじが閉まったままにならないことを私はとても懸念しますので、簡単でいいですよ、早くていいですよ、民間企業さん1対1でいいですよというような形で、非常にハードルを下げたアナウンスメントを最終的にこの3つでしていただければというふうに思っています。

○松原分科会長　　どうも、力強いメッセージをありがとうございました。今、他府庁の方の話も出ましたけれども、いかがでしょうか。オブザーバーでいらしている他府庁の方で、何かご意見等あればお聞きしますが。ちょっと委員の皆さん、お待ちいただければと思います。

○桑原田企画官　　今、稲田先生からご指摘をいただきましたように、農業の競争力強化

に向けましては、農水省といたしましても、土地またはその担い手の育成確保といった観点から、最大限の施策ということを講じさせていただいているというところでございます。具体的には、今回の通常国会におきましても、農業競争力強化法のもと、関連法といったものも成立をさせていただいているといったところでございます。

また、関先生からおっしゃっていただきましたように、当省におきましても地域未来法と連携をして活用していただけるさまざまな施策というものがございますので、これまでどおり引き続き経産省の皆様と連携をして進めてまいりたいというふうに考えております。

○松原分科会長　　どうもありがとうございました。

まずは総務省からですか。

○石谷課長補佐　　総務省といたしましても、関委員にも参加いただいている地域IOTの実装のタスクフォースというものをやっております、その中で例えば他省庁と連携した予算メニューとかいうのも提示させていただいたりとか、また、総務省のほうでもIOTの関係の予算という形を一覧して提示するというのをやらせていただいて、なるべく各省庁、それからいろいろな支援メニューというのを同時に使えますよというようなアピールをしながら進めているところですので、また連携しながらやっていきたいと思っております。

○松原分科会長　　スポーツ庁、お願いします。

○松山参事官補佐　　スポーツ庁でございます。スポーツ庁としましても、こちらにも書いてありますけれども、地域の交流拠点となっていくようなスタジアム・アリーナの整備ということ、まさにスポーツ未来開拓プランという政策パッケージとして、経済産業省の未来投資法と、あと国交省——先ほど高橋委員のほうからもお話がありましたけれども、都市公園法の改正も国交省が今国会でやりましたので、まさに民間活力の導入ということで、我々関係省庁と、まち・ひと・しごととも連携しながら進めていくということでございます。まさに各省というか、単独の省でできるようなお話ではないと思っておりますので、そういう意味では地域活性化というところも含めてしっかりと連携してやっていきたいと思っております。

○松原分科会長　　村上参事官。

○村上参事官　　ご質問に直接答えてはいないのですが、自分が常々一番難しいと思っていること。それは、国と市町村の連携も相当難しいのですけれども、頑張れと思うターゲットに、準備段階から、ある種のエクスクルーシビティをうまく認めさせることができるかどうかではないかと思っています。これは自治体にとってもものすごく難しい課題です。

何故その事業者に対象を絞るのかという点は、規定に即して公募して、公募の上で選ばれました、と説明するのが、議会対策としても会計検査対策としても楽でかつ確実です。しかし、いつまでたっても毎年公募、一緒に真剣に準備をしても最後は公募が待っている、ということでは、やってもいいと思っている民間事業者にとっても、リスクが高過ぎて集中的に投資ができません。そこで、この法律のフレームが出てきたのを機会に、核となる事業者を上手に未来投資牽引事業の枠に収めていただいて、地域にその効果の説明がしつかりつく形で地域経済を盛り上げるプロジェクトを作っていただきたい。そこが、肝になってくると思います。ぜひ皆さんも、狙いをつけた事業者に対して、自治体側の担当者から、事業者側のキーパーソン、自治体の担当課やその周囲にいる関係者の方まで、ぜひ綿密なコミュニケーションをとっていただくように、お願いしたいと思います。また、それにかかわる方も、個別案件に対してそこまで突っ込んで今から話をしてもいいのかと疑問に思われることもあるかもしれませんが、そこを大胆に調整できるところが、この地域未来のいいところだと思いますので、ぜひ関係省庁も含めて、うまくそのコミュニケーションをとっていければというのが、自分が一番考えていることでございます。

○松原分科会長　それでは、高橋委員、山田委員、そして最後、伊藤委員でよろしいでしょうか。あと、どうしてもという方がいらっしゃればあれですが。それでは、お三方から、簡潔にお願いいたします。

○高橋委員　私も短く3つ。

今の村上参事官のところにつながるかもしれませんが、スポーツでの地域活性化と考えた場合、プロスポーツの人たちの意識を高める。地域密着という認識はありますけれども、では実際どうやるかというところを認識させると同時に、まだまだプロスポーツというのは一民間のスポーツイベント興行団だというふうに自治体だとか公的な団体がみているところもあるので、その辺の意識の変革を綿密なコミュニケーションでやっていただければいいなというのが一つあります。

あと、2点目が、先ほど大学の話が出ましたけれども、コーチ、選手、指導者、それから体育館やグラウンド等のものを大きく抱えているのは大学でございます。ちょうど今、スポーツ庁さんもいらっしゃるので、大学のスポーツの産業化ということをメインに、大学のそれをコアにアスレチックデパートメントをつくりなさいよという指示のもと、筑波大学も動いておりますけれども、そうした人たちに、単なる大学スポーツの産業化ではなくて、県や自治体と組んで地域経済という牽引をするようなことを考えなさいよという指

示をぜひ出していただきたいと思います。

あと、3点目、最後です。スポーツ庁さんで非常にグリップがきくのは、スポーツ基本法上に乗った国民体育大会だと思います。国民体育大会はもう既に数年先まで決まっていますけれども、その際にスタジアム・アリーナを中心に改修が来ますので、確実にこれは地域未来投資促進法にのっとった方向で考えるというようなことを、非常にこれも連携、綿密なコミュニケーションの中でやっていただかないと、単なるスポーツイベントの運営に終わってしまいますので、その辺の連携をぜひよろしくお願いします。

○松原分科会長　　どうもありがとうございました。

山田委員、お願いします。

○山田委員　　2,000社等を選んでいただくというところはすごく重要だと思うのですが、観光の立場でみていると、やっぱり事業と地域経済というところが必ずしもリニアにはくっついていないというところがあって、RE S A S等のデータをみても、いわゆる観光地というところでもすごく人気のあるところでも、経済は結構弱いというところは多々あります。現場でも起きているのは、観光業自体はすごく好調なのだけれども、人手不足になっていて、その人を集めるためにかなり無理して周りから集めるので、その人たちが地域に定着しないで、その人たちが消費の外に出ていってしまうことによって地域にお金が回らない、循環しないといったようなことも起きてきます。そうすると、本来でいうと住宅施策だったり、福祉施策だったりとかと、そういうものと全部連携していかないと、多分そういうサービス経済、新しい観光でもうけていくみたいなことが多分できないのだろうと思っているんですね。なので、その事業単体としての成否というか、強い弱いというだけではなくて、やっぱりそれがいかに地域経済というところにお金が回っていくのかという、ちょっとそういうクラスターの考え方というものも、できれば経産省さんのほうから考え方というか、そのモデルみたいなものを地域の方に提示いただいて、単にホテルをつくれればいいんですよとか、単に観光客が来ればいいんですよ、地域が潤うんですよということではないんだよということをお示しいただけるとありがたいなというふうに思っています。

○松原分科会長　　ありがとうございました。

それでは、伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員　　済みません、短く。とにかくイノベーションということがテーマであれば、本当であればですよ、厳しくいえば、この地域未来投資案件の例は、もうこれと同じこと

をやったらイノベーションではなくて、これ以外のことをやらないといけないわけですね。この枠からも外れていくことが本来の目的だと思います。ただ、ハードルを上げてしまうとトライアルできなくなってしまうというのも現実だと思います。でも、できれば、もちろん県と市町村とのかみ合いもよくないというお話も出ていますけれども、もし民間が主導権を握るのであれば、北のA県のA社と、南のB県のB社と、東のC県のC社が、何かコラボをしてやっていくというのが本来理想的な目標というか、着地点なのかなと思うので、当然入口は低いかないといけないのですけれども、徐々に上げていくというか、本当に枠からはみ出すような発想豊かなものが出てこない、これから日本というのは成長しなくなるなという印象を受けました。

以上です。

○松原分科会長　　どうもありがとうございました。大変活発なご質問、ご意見をいただきまして、時間が足りないくらいなのですけれども、もう残念ながら余り残り時間がなくなりました。本日は大変有意義なご意見をいただき、ありがとうございました。

大事なことなのですけれども、今出しました方針（案）につきまして、修正意見も多少あったかなと思いますし、今後行われるパブリックコメントを通じて提出される意見も踏まえながら、具体的な修正につきましては私にご一任いただければと思いますが、よろしいでしょうか。どうもありがとうございます。

それでは、畠山課長に戻します。

○畠山課長　　どうもきょうは、長時間にわたりまして、しかも多岐にわたるご意見、大変ありがとうございました。

先ほど、いろいろな角度から、それから、両側からのご意見等々、ただ、いずれにしても、皆様方からいただいたのは、実施に当たって、細部にわたり関係者が、いろいろなレベルでの関係省庁、それから支援機関、いろいろなレベルでの関係者が、実態ベースでしっかり協力して取り組んでいける、成果を上げるということを進めていくということが非常に大きなことだと思っております。我々もそういうことで、具体的な成果が出るように進めていきたいというふうに思っている次第でございます。

本日お諮りさせていただきました地域未来投資促進法に基づく方針（案）等につきましては、先ほど松原会長からお話があったとおり、今後行われるパブリックコメント等を通じて提出される意見を踏まえて、修正して公表させていただきたいと思っております。冒頭申し上げたとおり、8月の頭施行に向けて、これから皆様方のご意見等を踏まえて進め

ていきたいと思っています。

それから、先ほども申し上げたとおり、いただいたご意見、可能な限り今後の運用等に反映させていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○松原分科会長　　ありがとうございました。本日の議事は以上です。これにて第14回地域経済産業分科会を閉会いたします。本日は長時間にわたり、ご熱心にご審議いただき、まことにありがとうございました。

今後の予定につきましては、改めて事務局からご連絡させていただきます。本日もどうもありがとうございました。

——了——

お問い合わせ先

地域経済産業グループ地域経済産業政策課

電話：03-3501-1697

FAX：03-3580-6389